

教育・学術及び文化に関する総合的な施策の大綱について

1. 「大綱」とは

- 地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針。
- 首長と教育委員との協議・調整に基づき「教育振興基本計画※」の内容を参酌して定める。

※教育振興基本計画

- ・国、地方公共団体のそれぞれが教育に関する基本的な方針を決定（教育基本法第 17 条）
- ・土岐市においては「土岐市教育振興基本計画」（平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 か年計画を策定

- 大綱を定めたり、変更を行う場合は、総合教育会議において協議すること。

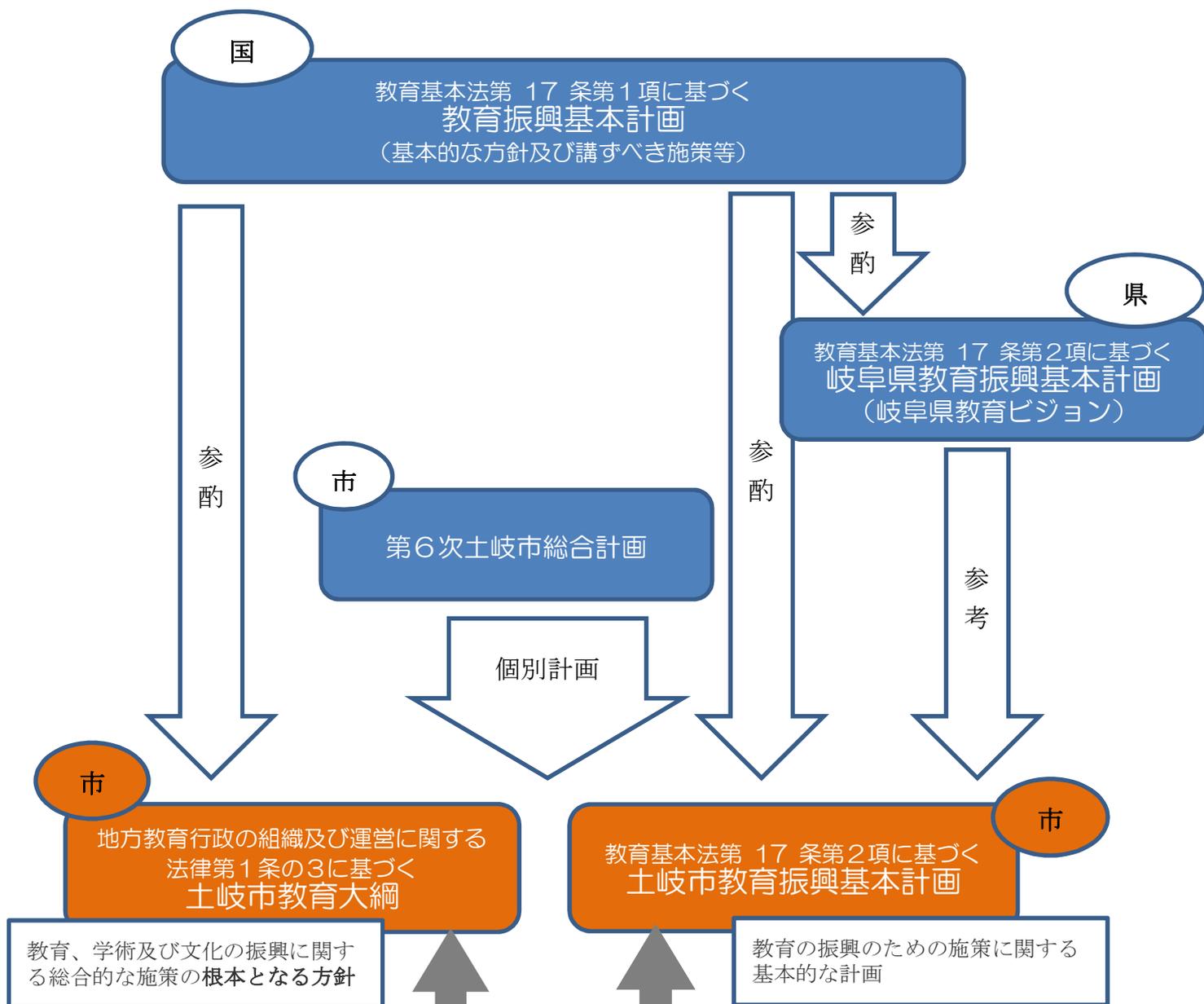
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）
【平成 26 年 7 月 17 日付 26 文科初第 490 号】より抜粋

《定義》

- ・地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ・教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して、地域の実情に応じて策定する。【法第 1 条の 3 第 1 項】
- ・大綱が対象とする期間については、法律上の規定はないが、地方公共団体の長の任期（4 年）や国の教育振興基本計画の対象期間が 5 年であることから、4～5 年程度を想定している。
- ・地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではない。【法第 1 条の 3 第 4 項】

2. 大綱の内容

改正地方教育行政法に記載内容について定めはなく、自治体の判断により「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針」を定める。



○総合教育会議にて協議し、内容を調整することが必要

○市長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない

○新市長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい

(文部科学省通知抜粋)